

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社タイセイクリーン

(2) 所在地

大川市大字小保字矩手641番地1

(3) 代表者

代表取締役 祝 佳

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の全部停止（停止期間の開始日の前日までに事業場内で保管している産業廃棄物の処分を行う場合を除く。）

3 停止命令の期間

令和5年11月23日から令和5年12月22日まで

4 処分の年月日

令和5年11月22日

5 処分の理由

株式会社タイセイクリーンは、産業廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、処分を受託した産業廃棄物を令和5年9月15日時点で約1,349立方メートル保管した。

このことは、法第14条の3第3号に規定する事業停止命令事由に該当する。